令和7（2025）年3月

全自教会報

第111号

新春・通常総会合併号



一般社団法人　全国届出自動車教習所協会



皆さまのご健康とご多幸を心からお祈りいたします

本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和七年　正月

代表理事	竹村 郡徳	（会　長）
代表理事	新井 敏彦	（副会長）
理　事	井関 和則	
理　事	桐原 清見	
理　事	中山 徹志	
理　事	柴田 年輝	
理　事	加藤 重樹	
監　事	武田　茂	
監　事	山下 紀己子	



2025年　年頭挨拶



一般社団法人
全国届出自動車教習所協会

竹村 郡徳 会長

皆様、新年あけましておめでとうございます。新たな年の初めを迎え、皆様には元気にお過ごしのこととお慶び申し上げます。

皆様におかれましては、全自教の諸活動及び発展のため、日頃から多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。警察庁をはじめとする関係各所の皆様方には、平素より格別なご指導ご鞭撻を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本年から、時代の要請に応じた重要な制度改革が始まります。昨年5月の道路交通法改正により、仮免許の取得年齢及び普通免許の受験年齢が17歳6ヶ月となります。

この改正は公布から2年以内に施行される予定です。また、3月24日からは免許証とマイナンバーカードの統合に向けたマイナ免許証への移行準備が進められ、4月1日からは普通免許・普通第二種免許のAT限定免許試験方法の見直しが始まります。

交通事故状況について申し上げますと、昨年の交通事故死者数は全体として

15人減少を見せた一方で、65歳以上の高齢者の死者数（速報値）は1,513人と前年比47人増となり、死者全体に占める割合も2.1ポイント増の56.8%に達しております。

特に注目すべきは、歩行中の死亡事故が減少した一方で、自動車や自転車乗用中の死亡事故が増加している点です。

このような状況下、全自教としましては、警察庁のご指導の下中央研修会・指導員研修会、また都道府県警察と連携した実技指導員研修会等を通じ、会員教習所の教習水準の維持向上に取り組んでおります。

初心運転者から高齢者運転者、外国人ドライバーまで、多様化する運転者層に対応した安全運転教育を実施し、「人と環境に優しく、規範意識の高い交通社会人の育成」という私どもの使命を果たして参ります。

今年は「乙巳（きのと・み）」の年です。「巳」は進化と変化の象徴とされ、大きな成長と発展の時期とされています。諸行無常の教えの通り、社会情勢は絶えず変化を続けますが、このような変革期にこそ、相互扶助の精神が重要となって参ります。

結びに、本年も会員と関係各所の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



年頭祝辞



警察庁交通局運転免許課

井澤 和生　課長

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

全国届出自動車教習所協会及び各届出自動車教習所の皆様方には、日頃から初心運転者教育はもとより、既に運転免許を取得している方に対する再教育の実施等、地域における交通安全教育センターとして、各種の交通安全教育に御尽力いただきますとともに、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故による死者数は 2,663 人で、前年比 15 人、0.6％減少いたしました。

これもひとえに皆様をはじめ平素から交通安全活動に携わる方々の御尽力のたまものであると、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、次代を担うこどもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、警察といたしましては、第11次交通安全基本計画に基づき、政府が目標とする「世界一安全な道路交通」の実現に向けて、各界各層と連携しながら、こどもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、自転車の交通ルール遵守の徹底、飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の取締りと

いった多角的な取組を、これまで以上に、効果的かつ強力に推進し、交通事故の抑止に努めてまいります。

交通事故は、国民の誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全で快適な交通社会を実現するためには、関係機関・団体と地域、職場、家庭が緊密に連携し、官民一体となって、国民一人一人の交通安全意識を高めていくことが必要不可欠と考えております。

とりわけ、貴協会におかれましては、各地域で開催する指導員研修会や都道府県警察と連携した実技指導員研修会等により、会員教習所の教習水準の維持向上に取り組まれているほか、卒業生や企業を対象とした運転免許取得者等教育、高齢者講習の実施等、地域の交通安全教育センターとして一方ならぬ御尽力をいただいているところであります。

本年も、「人と環境に優しく規範意識の高い交通社会人の育成」という貴協会の運営重点に沿った運転者教育の充実により、安全運転の心を地域社会により浸透させていただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、昨年５月には、改正道路交通法が成立し、普通仮免許等の取得年齢が17歳６か月に引き下げられ、公布から２年を超えない範囲で施行されることとなりました。

このほか、昨年６月には道路交通法施行規則が改正され、本年４月１日から普通免許・普通第二種免許のＡＴ免許の試験方法等の見直しが始まり、その後、段階的に大型免許等にＡＴ免許が導入されます。

警察といたしましては、これら改正の施行に向けた諸準備を進めているところでありますが、皆様におかれましても、改正の趣旨を十分に御理解していただき、今後とも、円滑な施行に向けて特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、貴協会及び会員教習所のますますの御発展と職員及び御家族の皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



(一社)全自教　第41回通常総会

次　第

第１部　議案審議

第１号議案　　令和５年度事業報告

第２号議案　　令和５年度収支決算報告並びに監査報告

第３号議案　　令和６年度事業計画(案)

第４号議案　　令和６年度収支予算(案)

第５号議案　　役員選任

第２部　中央研修会

警察庁交通局運転免許課　専門官　　深澤　豊　　様

警察庁交通局運転免許課　課長補佐　白井　里志　様

株式会社こころび　代表取締役　　山本　祐揮　様

第３部　意見交換会

去る令和６年７月19日（金曜日）、ホテル雅叙園東京において、一般社団法人　全国届出自動車教習所協会　第41回通常総会を開催しました。

ご多用の中、ご出席いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

第１部の冒頭、新井副会長より開会宣言がなされ、竹村会長からは、本総会へのご出席に感謝申し上げるとともに、今年亡くなられた会員様と能登半島地震の犠牲者への哀悼の意が表されました。また、会員数減少という厳しい状況

の中、協会が存続するためには全国組織として一致団結し、協会主催事業にも積極的に参加いただき、時代に合わせた変化を恐れず、設立意思を忘れることなく皆で協力し合おうという熱い思いが述べられました。

審議事項につきましては、花ヶ島自動車学校の野村議長の進行の下、全ての議案が原案通り可決し、第３号議案の令和６年度事業計画（別掲）においては、昨年に引き続き、教育水準の維持向上、並びに運転者教育のさらなる充実に努めること等々が確認されました。

また、当日実施した理事会決議により、代表理事として高田自動車練習所（奈良）の竹村理事を会長、新宿自動車学校（東京）の新井理事を副会長に、それぞれ選出したことが報告されました。

第２部の中央研修会においては、
白井課長補佐より『講習業務について』
深澤専門官より『運転免許制度等に関する情勢について』
山本代表取締役より『未来の教習所経営を支えるAI活用法』
について、それぞれご講演いただき、貴重な学びの場となりました。
講師の皆様方におかれましては、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

第３部の意見交換会においては、冒頭に、ご公務ご多忙の中、来賓として警察庁交通局運転免許課の今井宗雄課長が駆けつけて下さり、今後の届出教習所に期待する激励の言葉を交えたご挨拶を頂戴いたしました。
厚く御礼申し上げます。
その後、井関理事の乾杯の発声を皮切りに、出席者多数の下、盛会且つ積極的に意見を交わし、大層有意義な時間を過ごすことができました。
最後に、警察庁交通局運転免許課の井上理事官から締めのご挨拶をいただき、第41回通常総会を閉会しました。

なお今回、会場内に展示ブースを設けさせていただきました。

関係各所の方々には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

＜ブース展示品＞（敬称略）

（一社）日本交通安全教育普及協会

1台で自動車・自転車・歩行者すべてに対応できるシミュレーター

中部日本自動車学校

外国人への対応に役立つ通訳機

南九州自動車教習所

自社開発した運転採点システム「セフモ」





＜ご来賓の皆様＞

警察庁交通局運転免許課　　今井課長

警察庁交通局運転免許課　　井上理事官

警察庁交通局運転免許課　　白井課長補佐

警察庁交通局運転免許課　　深澤専門官

警察庁交通局運転免許課　　大利係長

警察庁交通局運転免許課　　山本係長

警察庁交通局運転免許課　　野川事務官

注）本項における来賓の方々の所属及び役職については、総会開催当日時点でのものとなりますこと、ご承知おき下さい。

＜フォトアラカルト＞


一般社団法人 全国届出自動車教習
第41回 通常総会
ホテル雅叙園東京




一般社団法人 全国届出自動車教習所協会
第41回 通常総会


法人 全国届出自動車教習所協会
第41回 通常総会









令和６年度事業計画

令和6年においては、5年先、10年先を見据え、時代の流れに沿った教習所のあり方を模索しながら関係諸団体との連携を図り、交通安全教育センターとしての役割を果たすための事業を行う。

1 交通安全教育の充実に向けた取組み

(1) 教育水準の維持向上

① 指導員養成の推進

届出教習所指導員の養成に加え、全ての加盟教習所が特定教習の指定を受けることを目指して各種課程の指導員及び応急救護処置指導員の養成を図る。特に、中研で実施される届出教習所指導員課程の開催時期については、より多くの指導員が参加出来る日程を交渉していく。

また、高齢運転者の増加に対応し、運転技能検査員・高齢者講習指導員の拡充を図る。

② 加盟教習所指導員(職員)教育の実施

ア 全自教指導員研修会

加盟教習所の指導員(職員)の資質および加盟教習所の教育水準の維持向上を目的として、指導員全員参加の全自教指導員研修会を実施する。

イ 全自教都道府県別実技研修会

都道府県公安委員会の実技試験合格基準に適合した教習を実施している加盟教習所の教育水準の維持向上を図るため、各公安委員会指導による実技研修会の開催に努める。

(2) 運転者教育の更なる充実

① 正しい交通ルールとマナーの理解促進と順守徹底の推進

加盟教習所において常に高い規範意識を持った運転者を育成するために、交通社会における正しいルールとマナーの理解促進と順守徹底を推進する。

② 運転適性検査実施の推進

教習生個々の特性に合わせた安全指導を通じて、加盟教習所における教習をより効果的なものとするために、運転適性検査(K2、等)の実施を推進する。

③ 協会教習原簿活用の徹底

加盟教習所において教習生の管理を適正に行い体系的な教習を実施するため、協会教習原簿の活用徹底を図る。

④ 卒業生に対する継続事後指導の促進

加盟教習所における運転記録証明書・SD カードの交付継続や呼び戻し教育、並びに免許取得者教育の実施を促進する。

2 加盟教習所の適切な運営の支援に向けた取組み

(1) コンプライアンスの徹底

道路交通に関わる法令・通達のみならず、「個人情報保護法」「障害者差別解消法」「景品表示法」等、加盟教習所が事業者として順守すべき法令についても周知徹底し、不適正事案の防止を図る。

(2) 支援業務の遂行

共同調達の教材手配や関係書類作成等の加盟教習所への支援業務を適切に遂行する。

3 協会活動の拡充に向けた取組み

(1) 調査研究の継続

社会情勢および交通政策の展開状況を鑑みつつ、届出教習所の事業発展に関する調査研究を継続して行う。また、受験生および加盟教習所からの利便性向上に関する意見要望から抽出された課題について、具体的検討をするための調査研究を継続して行う。

(2) 調査研究結果の活用

前項の調査研究結果に応じ、警察機関および関係諸団体へ要望・協力依頼等を行う。

(3) 協会内外の広報の充実

「全自教会報」、「会員ニュース」を定期的に発行することにより、協会内での情報共有を行うとともに、HP 等を活用して会員および外部への情報提供を行う。

(4) 警察機関および関係諸団体との連携強化

交通安全教育の充実と交通安全啓発活動への協力のため、警察機関および関係諸団体との更なる協調連携を図る。

(5) 地域における交通安全センターとしての活動推進

地域住民にとって安心安全な交通環境を守るために、交通安全指導・啓発活動への積極的な参画等を通じ、地域における交通安全センターとしての加盟教習所の役割向上を推進する。

4 未加入届出校の入会促進

協会未加入の届出教習へ入会を促進し、適切な教習所運営支援の実施ならびに協会のさらなる発展に努力する。

令和６年度
一般社団法人　全国届出自動車教習所協会

指導員研修会

『令和６年度　一般社団法人　全国届出自動車教習所協会　指導員研修会』は、書面講義・オンデマンド映像講義・伝達講義・提出課題確認書のWEB提出を盛り込んだ形式により、各所にて順次開催し、全国で254名の指導員が受講しました。

今研修会のテーマは「バージョンアップ2024　～指導員のための教養～」と設定し、警察庁、都道府県警察、並びに外部講師の方々から貴重なご講義を賜り、非常に充実した内容の研修会となりました。

ご協力を賜りました各方面の皆様には厚く御礼申し上げます。

期間：12月16日（月曜日）～１月31日（金曜日）

会場：各所にて

修了者数：254名（特定指導員209名、指導員45名）

令和6年度
一般社団法人 全国届出自動車教習所協会 指導員研修会

テーマ ： 「バージョンアップ2024　～指導員のための教養～」

次　　第

1．会長挨拶 (映像)	別添ＶＴＲ参照	全国届出自動車教習所協会 会長 竹村　郡徳
2．来賓挨拶 (書面)	『全国届出自動車教習所協会 指導員研修会における挨拶』	警察庁交通局運転免許課 専門官 深澤　豊　様
3．講義 (書面)	『運転免許行政を取り巻く諸課題と 届出自動車教習所の対応について』	警察庁交通局運転免許課 専門官 深澤　豊　様
4．講義 (書面)	『都道府県警察による講義』	都道府県警察様 （別掲）
5．講義 (映像、書面)	『ＪＡＦ活動について』 『チャイルドシート使用について』 『車の防災について』	(一社) 日本自動車連盟(JAF) 本部　交通環境部 坪内　秀輔　様
6．講義 (映像)	『バージョンアップ２０２４』 ～これだけは覚えておこう 教習指導員のための教養問題～	株式会社トヨタ名古屋教育センター 中部日本自動車学校 参事 山田　浩二　様
7．修了証授与 (後日)		全国届出自動車教習所協会 会長 竹村　郡徳

１．会長挨拶

一般社団法人　全国届出自動車教習所協会

竹　村　　郡　徳　　会　長

皆さま、こんにちは。

本日は、令和6年度全国届出自動車教習所協会指導員研修会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、能登半島の方々が震災と豪雨により2度も被災されたことに対し、心よりお悔やみとお見舞い申し上げますとともに、早期の復興をお祈りいたします。

さて、来る2025年への対応として、今回のテーマは「バージョンアップ2024～指導員のための教養～」とさせていただきました。

現在、社会問題として少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、それにより労働者不足が深刻な状況となっています。

また、これを補うために外国人ドライバーの増加も見られます。このような背景の中、免許行政では試験車両のＡＴ化やデジタル化、共通基盤の整理など、社会需要に合わせたものに変更されます。

こうした変化に加えて、異常気象による災害の増加も懸念されており、これらへの対応が求められています。そのため、警察庁、JAF、中央研修センターの方にお話をいただきます。

本研修会は、法令に基づき管理者が指導員に対して研修を実施することが求められている重要な機会でございます。

このような場を通じて、皆さまが一層のスキル向上を図り、様々な知識を自分の経験として吸収し、一流から超一流の指導を行っていただけることを願っております。

また、警察庁をはじめ、貴重なお時間を割いてご指導をいただく方々に、心より感謝申し上げます。

皆さまの経験豊富なお話や知識が、私たちにとって非常に貴重な学びとなることでしょう。

最後に、今日の研修が皆さまの今後の活動に大いに役立つことを心より願っており、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

２．来賓挨拶

警察庁交通局運転免許課

深　澤　　豊　専門官

警察庁交通局運転免許課、試験・教習所担当の深澤と申します。

本年も、全国届出自動車教習所協会指導員研修会が開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から、運転免許行政の各般にわたり、御理解と御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、初心運転者教育はもとより、地域の交通安全教育センターとして、交通安全のために御尽力いただいていることに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、過日令和６年５月に改正道路交通法が成立し、普通仮免許の取得年齢と普通免許の受験年齢が17歳　６　か月に引き下げられ、公布から２年を超えない範囲で施行されることとなり、また、その後の６月には道路交通法施行規則が改正され、令和７年４月１日から普通免許・普通第二種免許のＡＴ免許の試験方法等の見直しが始まり、その後、段階的に大型免許等にＡＴ免許が導入されます。このほか、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に向けて、先日の11月１日には関係政令等が公布されたところです。

警察といたしましては、これら改正の施行に向けた諸準備を進めているところでありますが、皆様におかれましても、改正の趣旨を十分に御理解していただき、今後とも、円滑な施行に向けて特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

また、昨年の交通事故情勢を見ますと、負傷者数については前年と比較して減少いたしましたが、発生件数と死者数については増加するという結果となってしまいました。特に死者数については2,678人と、警察庁が統計を取り始めてから最小であった一昨年から、68人の増加となっています。令和 6 年10月末現在の交通事故情勢を見ますと、発生件数と負傷者数は前年同時期と比較して減少しておりますが、死者数につきましては増加しており、非常に憂慮すべき事態にあります。警察としましては、高齢運転者をはじめとする運転者に対するきめ細かな対策を推進し、交通事故犠牲者の更なる減少を目指しているところであります。これまで以上に皆様方と連携し、諸課題に対応してまいりたいと考えておりますので、引き続き、各種運転者教育の充実に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本研修会に御参加の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしますとともに、貴協会のますますの御発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

３．警察庁講義

『運転免許行政を取り巻く諸課題と
届出自動車教習所の対応について』

警察庁交通局運転免許課
試験・教習所担当
深　澤　　豊　専門官

はじめに

本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

届出自動車教習所の指導員の皆様に対しまして、このように講義をさせていただくのは、実に10年ぶりぐらいとなります。

この10年の間に、新たに準中型免許が新設されたり、高齢運転者に対する運転技能検査が新設されたりなど、運転免許制度は大きく変わってまいりました。また、今後におきましても、マイナンバーカードと免許証の一体化やＡＴ限定免許の拡大など、運転免許制度が変化していくことが予定されています。

そこで、本年につきましては、「運転免許行政を取り巻く諸課題と届出自動車教習所の対応について」というテーマにて講義をさせていただくこととといたしました。

なお、一部私見も入っておりますので、その点についてはあらかじめご承知おきください。

それでは、本題に入らせていただきます。

１　マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

令和４年の「道路交通法の一部を改正する法律」（令和４年法律第32号）

により、免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申請があれば、公安委員会は、運転免許試験場、免許センター等において、運転免許に係る情報を個人番号カード（マイナンバーカード）に記録することができることになりました。これが、いわゆるマイナンバーカードと運転免許証の一体化です。

この改正道路交通法の施行日については、元々、公布日である令和４年４月27日から３年を超えない範囲内とされていましたが、具体的には令和７年３月24日から施行されることとなりました。これについては、ニュースや新聞によって報道されていましたので、ご存じの方もいらっしゃるかもしれません。

この法律が施行されると、免許証や免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証の保有の方法について、３とおりの選択ができるようになります。

１つ目は、これまでどおりの免許証のみを保有する方法

２つ目は、これまでの免許証とマイナ免許証の両方を保有する方法。この場合は、自動車等を運転するときは、運転免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

３つ目は、マイナ免許証のみを保有する方法です。

マイナンバーカードに免許情報を記録することは、新規に運転免許を取得する時や免許証を更新する時に限らず、いつでも申請することができますが、一体化の際にマイナンバーカードのICチップに記録される免許の種類、条件、有効期限等の免許情報については、マイナンバーカードの券面には表示されないことになりますので、記録された免許情報をスマートフォンなどで確認するための読取りアプリが用意される予定です。

また、マイナ免許証を保有することによるメリットですが、主に２つあります。

１つ目は、これまで引っ越しなどで住所が変更となった場合、市役所などでの住民票の異動のほかに、警察署などで住所変更に伴う免許証の記載事項

変更の届出をする必要がありましたが、マイナ免許証については、市役所などでマイナンバーカードの住所変更を行えば、警察への届出は不要になります。ただし、マイナ免許証のほかにこれまでの免許証の両方を持っている方については、引き続き、これまでの免許証の記載事項変更の届出を警察署等でする必要があります。

２つ目は、マイナ免許証を持っている方で、更新時講習の講習区分が優良運転者区分又は一般運転者区分に該当する方については、免許更新時の更新時講習を、スマートフォンやパソコンなどを使用してオンラインで受けることが可能になります。ただし、視力検査などの適性検査や更新されたマイナ免許証の書換えと更新された免許証の交付は免許センター等に行って受ける必要があります。

次に、マイナ免許証導入に係る手数料についてです。

まず、新規に免許を受ける場合については、これまで2,050円であった免許証交付手数料が、マイナ免許証のみの場合は1,550円、これまでの免許証のみの場合は2,350円、そしてマイナ免許証とこれまでの免許証の両方を希望する方は、2,450円となります。

免許証を更新する場合については、これまで2,500円であった免許証更新手数料が、マイナ免許証のみの場合は2,100円、これまでの免許証のみの場合は2,850円、そしてマイナ免許証とこれまでの免許証の両方を希望する方は、2,950円となります。

免許証等更新時に受講する更新時講習の手数料については、これまで、優良運転者については500円、一般運転者は800円でしたが、オンラインで講習を受ける場合は、ともに200円となります。

また、新規に免許を取得するときや免許証を更新するとき以外のタイミングでマイナ免許証に切り替える場合は、手数料が1,500円必要となります。

ここで、届出自動車教習書の皆さんにお願いしたいことですが、教習や講習の隙間時間等を利用して、教習生や受講者の方にマイナ免許証について説明をしていただきたいのです。当然、試験に合格した際や講習等をする際に、

免許センター等でも説明することとなりますが、どうしても限られた時間となりますし、急に選べと言われても困ってしまうと思います。事前に皆さんからも説明をしていただけると、教習生や受講者の方も非常に助かると思います。

２　普通仮免許等の年齢要件の引下げに関する規定の整備について

続いて、普通仮免許等に係る年齢要件の引下げについてです。

先日の令和６年５月24日に、道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第34号）が公布され、普通仮免許と準中型仮免許の受験年齢と取得年齢、そして、普通免許と準中型免許の受験年齢が17歳６か月に引き下げられることになりました。

この改正がなされた背景としては、これまで、いわゆる「早生まれ」の高校生で卒業後に就職する者については、普通免許や準中型免許を取得しようとする際に18歳になるまでは仮免許が取得できないため、就職までにこれらの免許の取得が困難といった状況があり、これら免許の年齢要件を引下げて欲しいとの要望が寄せられていたためとなります。

これまで、早生まれの高校生、特に３月後半に生まれた方については、就職に向けて普通免許等を取得したいと考える方がいても、高校卒業までに免許試験に合格できなかった場合は、就職してからの平日にしか運転免許試験を受けることができなくなってしまうため、届出自動車教習所の入所を敬遠するということがあったかもしれません。しかしながら、この法律が施行されましたら、３月生まれの方であっても、その前の10月から仮免許試験を受けて仮免許を取得することができるようになり、仮免許を取得したら５日間の路上練習を経て、すぐに本免許の運転免許試験を受けることができるようになるということです。ただし、１点注意していただきたいことは、仮免許は17歳と６か月で取得することができますが、本免許については、免許試験は18歳になる前に受けることができても、本免許の交付は、依然として18歳にならないとできないという点です。皆様もご存じのとおり、免許は、免許

証が交付されないと有効なものとはなりません。教習生の中には、免許試験に合格したからと勘違いして本免許が交付される前に一人で運転してしまう方が出てくる可能性がありますので、この点については、教習生に徹底をお願いします。せっかく運転免許試験に合格したのに、免許証が交付されないということになりかねません。

なお、施行については、法律が公布されてから２年以内とされていますので、遅くとも令和８年の５月23日までには施行される予定です。

３　ＡＴ大型免許等の導入等について

次に、ＡＴ大型免許等の導入等についてです。

先日の令和６年６月26日に道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第60号）が公布され、ＡＴ免許が大型免許等にも導入等されることとなりました。

この話は、これまでに何度もさせていただいてきたところですので、おさらいも兼ねて、再度ポイントを３点ほど説明させていただきます。ただし、大型特殊自動車や牽引自動車に係る免許については、これまでどおり、ＡＴ自動車を使用して試験を受けても、ＡＴ免許ではなく、AT限定のない免許が交付されることになります。

(1)　AT大型免許等の導入

まず、１点目は、現行は普通自動車に係る免許のみが対象であるＡＴ免許が、大型二種免許以下の免許についても拡大されるということです。

この拡大することとなった背景としては、既に報道等もされておりますのでご承知でしょうが、２つあります。

１つ目は、バスやトラックのＡＴ自動車の普及が進んでいる状況にあるということです。このＡＴ自動車の普及率については、新規に生産される大型バスについては約９割が、同じく大型トラックについては約７割がＡＴ車になっており、今後もＡＴ自動車の比率が高くなっていくことが予想されます。

２つ目は、職業ドライバーが不足している状況にあるということです。現在、普通免許を新規に取得する方については、73%の方がＡＴ普通免許を取得しているという状況にあります。このようなＡＴ普通免許を持っている方がバスやトラックのドライバーに興味を持ったとしても、現状では、実際に運転することとなるバスやトラックがＡＴ自動車であってもＭＴ自動車で技能試験を受けなくてはならず、ＭＴ免許を持っている方に比べて免許取得のハードルが上がってしまっている状況にあります。これを、バスやトラックであってもＡＴ自動車で技能試験を受けることができるようにすることで、心情的にも受けやすくなることが目的となります。

(2) 技能試験の実施方法の変更

続いて２点目は、ＡＴ大型免許等の導入に伴い、技能試験の実施方法が変更となります。

これまで、例えばＡＴ普通免許を持っている方がＭＴ大型免許の取得を希望した場合、ＭＴ大型車を使用して技能試験を受けていました。つまり、ＭＴ大型車により、車体の大きさに係る運転技能とクラッチ・ギアの操作に係る運転技能の両方を有しているかどうかを同時に確認していました。これを、今般のＡＴ免許の導入に先立って、車体の大きさに係る運転技能とクラッチ・ギアの操作に係る運転技能を別々に確認できるかどうかについての調査研究を２年間に渡って行った結果、車体の大きさに係る運転技能についてはその大きさのＡＴ自動車で行い、クラッチ・ギアの操作に係る運転技能ついてはＭＴ普通車で行えば、今の試験合格者と同程度に運転技能の確認ができるということがわかりました。

具体的にはどのようになるのかについて、先ほどのＡＴ普通免許を持っている方が、ＭＴ大型免許を取得する場合を例として説明させていただきます。

この場合、まず、路上練習及び路上試験を受けるために大型仮免許を取得することとなりますが、その際、路上練習で使用する大型車が、ＭＴ自

動車であるかＡＴ自動車であるかどうかで、取得する大型仮免許のＭＴ／ＡＴが変わってきます。

まず、簡単な方の路上練習がＡＴ自動車の場合を説明しますと、この場合、当然、取得するのはＡＴ大型仮免許で路上練習が可能です。したがって、大型仮免許の技能試験はＡＴ大型車を使用しての場内試験となります。このＡＴ大型仮免許試験合格後、５日間の路上練習をして大型免許試験を受けることとなりますが、この大型免許試験においては、最初に大型自動車の車体の大きさに係る運転技能を有しているかどうかについて確認するため、ＡＴ大型車を使用して、従来の路上試験と方向変換又は縦列駐車の試験を受けます。これに合格したら、続いてＭＴ自動車を運転するためのクラッチ・ギアの操作に係る運転技能を有しているかどうかについて確認するため、ＭＴ普通車を使用して、現在のＡＴ限定解除と同じ内容の場内試験を受けることとなります。これら両方の技能試験に合格することでＭＴ大型免許が取得できることとなります。

次に、路上練習で使用する大型車がＭＴ自動車である場合です。この場合は、ＭＴ大型仮免許を取得することとなりますが、その試験方法については、まず、ＡＴ大型車を使用して現在と同じ内容の大型仮免許に係る技能試験を受け、これに合格したら続けて、あるいは別日にＭＴ普通車を使用して現在の普通仮免許に係るＡＴ限定解除審査と同じ課題、ただし走行距離は1200mとなりますが、この場内試験を受けていただきます。この両方に合格することで大型車の大きさに係る運転技能とクラッチ・ギアの操作に係る運転技能の両方を有していることが確認できますので、ＭＴ大型仮免許が交付されることになります。ＭＴ大型自動車での５日間の路上練習が終了したら、大型免許試験となりますが、この場合の大型免許試験の方法は、原則として先ほどと同じ内容で、ＡＴ大型車による路上試験等と、ＭＴ普通車を使用しての場内試験となります。この際、クラッチ・ギア操作に係る運転技能を有しているかどうかの確認についてはＭＴ普通車を使用してのこととなりますので、ＭＴ大型車での路上練習と同時にＭＴ

普通車での場内練習も実施するかどうかについては、皆さんの判断にお任せすることになります。

ここで、クラッチ・ギアの操作に係る運転技能に係る考え方について説明させていただくと、この運転技能は、仮免許、第一種免許それと第二種免許のそれぞれの免許の種類ごとに共通なものであり、また、上位免許でこの運転技能を有していれば、下位免許においても有しているという考え方になります。

具体的に言うと、ＭＴ普通免許を有している方については、ＭＴ大型免許を受けようとする場合は、既にクラッチ・ギアに係る運転技能を有していることが確認できているため、ＡＴ大型車のみによる技能試験を受けるだけで良いということになります。また、ＭＴ普通免許を有している方が、ＭＴ大型仮免許の試験を受けようとする場合においても、上位免許である第一種免許でクラッチ・ギアの操作に係る運転技能を有していることが確認できているので、下位免許であるＭＴ大型仮免許試験においては、ＡＴ大型車による場内試験だけで、ＭＴ大型仮免許が取得できます。逆に、先ほど説明したように、ＡＴ普通免許をお持ちの方が、ＭＴ大型免許を取得するためにＭＴ大型仮免許を有していたとしても、第一種免許である大型免許は仮免許である大型仮免許よりも上位の免許となりますので、他の普通免許等がＭＴ免許ではないＡＴ免許の場合は、大型免許試験の際に再度ＭＴ普通車を使用しての場内試験を受ける必要があります。

今説明させていただいた内容のとおり、元々ＭＴ普通免許を持っている方でしたら、ＡＴ大型車のみの場内試験で大型仮免許がもらえ、その後の大型免許試験の際もＡＴ大型車を使用した路上試験等のみでＭＴ大型免許がもらえることとなります。ですので、ＡＴ普通免許の人がＭＴ大型免許を取得することを希望する場合については、先ほど説明した方法のほかに、先に普通免許のＡＴ限定解除をしてから大型免許にチャレンジする方法があり、この方法の方が大型仮免許試験や大型免許試験の際に２回も車を乗り換えて試験を受けるよりも、精神的には良いのではないかという感

じがします。

また、試験の合格基準ですが、一種免許の場合は、ＡＴ自動車を使うものとＭＴ普通車を使うもの共に７０点、二種免許については、ＡＴ自動車を使うものとＭＴ自動車を使うもの共に８０点で今までと変わりませんが、仮免許だけ少し変わります。大型仮免許と中型仮免許は、ＡＴ自動車を使うものとＭＴ自動車を使うもの共に６０点で今までと変わらないのですが、普通仮免許と準中型仮免許だけは、ＡＴ自動車を使うものは７０点、ＭＴ自動車を使うものは６０点となります。併せて、普通仮免許のＡＴ限定解除審査についても合格基準が６０点となり、走行距離が１２００ｍとなります。イメージとしては、大型仮免許や中型仮免許の基準に合わせたと思ってもらってかまいません。

合格基準を表にまとめると、次のとおりとなります。

免許の種類		合格基準	
		ＡＴ自動車	ＭＴ普通車
第一種免許		70点以上	70点以上
第二種免許		80点以上	80点以上
仮免許	大型・中型仮免許	60点以上	60点以上
	準中型・普通仮免許	70点以上	60点以上

また、ＡＴ自動車とＭＴ普通車の両方を使用して技能試験を受ける場合、受ける順番が決まっており、先にＡＴ自動車、次にＭＴ普通車という順番となっています。もし、ＡＴ自動車の試験に不合格となった場合は、ＭＴ普通車の試験を行うことは要しないこととされています。

ここで、ＡＴ自動車の試験に合格した後にＭＴ普通車の試験に不合格となった場合の取扱いの話となりますが、この場合、受験生としては２つの選択肢があります。

１つ目は、そのまま再受験をする方法です。

この場合は、飽くまで再受験となりますので、もう一度ＡＴ自動車とＭＴ普通車の両方を受け直すということになります。

２つ目は、ＡＴ免許を受けた後にＡＴ限定解除審査を受けるという方法です。

この場合は、ＭＴ普通車の試験は不合格でしたが、ＡＴ自動車の試験には合格しているため、本人が希望すればＡＴ免許であれば受けることが可能です。そのＡＴ免許証が交付された後に、改めてＡＴ限定解除審査を受けて合格すれば、ＭＴ免許にすることが可能となります。ただし、この場合、ＡＴ免許を受ける前に取得時講習を受ける必要があるときは、免許を受けるまでに時間を要してしまうというデメリットがありますが、逆に言えば、特定届出教習を修了している方など、すぐに免許証が交付される方であれば、次回以降はＭＴ普通車によるＡＴ限定解除審査のみを受けるだけで済むことになります。

皆様の教習生が、万が一このような結果となってしまった場合には、どちらの方法としたほうが良いかを、事前に相談をしておいていただけると、教習生もその場で迷うことなく判断できると思いますので、よろしくお願いします。

(3) 施行時期

２点目が、かなり長くなってしまいましたが、３点目の施行時期となります。

施行時期については、自動車メーカーにおける試験車の開発状況等を考慮して、車種別での段階施行となります。

まず、第一弾として、普通免許と普通第二種免許の試験方法見直しが令和７年つまり今度の４月１日から、第二弾以降のAT免許導入と試験方法の見直しとして準中型免許、中型免許及び中型二種免許が令和８年４月１日から、第三弾として大型免許が令和９年４月１日から、そして最後の第四弾として大型二種免許が令和９年10月１日からの予定です。

大型二種免許が最後となった理由ですが、試験車仕様の大型バスの開発に

非常に時間を要するためです。大型バス試験車のベースとなる車両は、いわゆる大型路線バスとなりますが、ご承知のとおり、通常の路線バスについては、運転席の横は乗客の出入口となっています。そこに試験官あるいは指導員用の座席を設けなければならないのですが、今の路線バスはノンステップバスになっているため、運転席の横の床が低いことから、座席とシートベルトについての道路運送車両法の保安基準における強度の確保が非常に困難であり、また、補助ブレーキの設置も困難という問題がありました。保安基準の関係もあったため国交省とも協議を重ねて、ようやく目途がついたのがこの時期となりました。いずれにしても、これらの施行日以降は、それぞれの免種についてのＡＴ免許試験が開始されることになります。

なお、施行された後であっても、３点目に説明させていただいた技能試験の実施方法については、経過措置により、当分の間は従前の方法でも実施できることになっています。つまり、試験車としてMT自動車を保有している試験場にあっては、今までどおりMT自動車のみを使用して技能試験を行う場合があるということで、例えば、ＭＴ普通免許を希望している方に対して、今と変わらないＭＴ普通車のみでの技能試験を施行日以降も実施する場合があり得るということです。ただし、準中型車以上の試験車については、現状、１台しか試験車を保有していない試験場が多く、そういった試験場では施行と同時にＭＴ自動車からＡＴ自動車に入れ替えを実施すると思われるため、準中型車以上を使用する免許の技能試験は、新しい実施方法の技能試験に即時移行するものと思われます。また、普通車を使用する普通免許、普通二種免許及び普通仮免許の技能試験についても、新しい実施方法で行うのか、あるいは従前の方法で行うのかについては、それぞれの都道府県の試験場の判断となりますので、施行日以降に新しい実施方法に移行するのかどうかについては、普段皆さんの教習生が受験している試験場に確認してください。

なお、施行日以降に従前の試験方法あるいは新しい試験方法のどちらで

行うかについては、飽くまで都道府県警察が判断することになりますので、教習生には選択権はないことに留意してください。

(4) 中型二種免許の試験車両の見直し

最後の４点目は、直接的にＡＴ免許の拡大とは関係ないのですが、中型二種免許の試験車両の見直しとなります。

中型二種免許の試験車両については、平成19年に中型免許が新設される前の大型二種免許用試験車両の乗車定員を29人以下に変更する等して中型自動車とし、これまで技能試験等に使用してきました。しかしながら、一般的に乗車定員が29人程度のバスのほとんどがマイクロバスですので、実態に合わせる形で標準試験車両の基準をロングサイズのマイクロバスの大きさとすることとしました。ただし、試験車両の基準をマイクロバスにすることで、これまでの中型バスよりも車体が一回り小さくなることから、場内の狭路コースについての寸法や立体障害物の設置基準等についても見直すこととしています。

この中型二種免許の試験車両のマイクロバスへの見直しについては、ＡＴ化と同時に行うこととしていますので、令和８年４月１日から、全国で一斉に開始することになると思います。

おわりに

以上、「運転免許行政を取り巻く諸課題と届出自動車教習所の対応について」の話をさせていただきましたが、冒頭にも述べさせていただきましたとおり、運転免許行政はこの10年で大きく変わってまいりましたし、今後の10年間も更に変化し続けることになるかもしれません。

自動車教習所を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、我々と皆様に課せられた、「一人でも多くの安全運転者を育成し交通の安全を図る」という崇高な目的については、未来永劫変わることはないと思います。この目的のため、今後とも御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

４～６．講義

下記の都道府県警察ならびに外部講師の方々から講義(書面、映像)を頂戴し、大変有意義に受講させていただきました。

（都道府県警察）

北海道警察　様	埼玉県警察　様	茨城県警察　様	千葉県警察　様
神奈川県警察　様	新潟県警察　様	岐阜県警察　様	大阪府警察　様
兵庫県警察　様	奈良県警察　様	広島県警察　様	長崎県警察　様

（外部講師）

（一社）日本自動車連盟（JAF）本部　交通環境部　　坪内　秀輔　様
（株）トヨタ名古屋教育センター 中部日本自動車学校　参事　　山田　浩二　様

ご指導いただき心より御礼申し上げます。

なお詳細内容につきましては、指導員研修会資料をご覧ください。

令和６年度
一般社団法人　全国届出自動車教習所協会

実技研修会

実技研修会につきましては、昨年度に引き続き、警察庁及び都道府県警察からのご指導・ご協力の下、今年度は全自教支部所在の24都道府県中13県にて開催いただきました。

都道府県警察から直接ご指導いただき、指導員自らの技能や知識を再確認する場、また教習する上での疑問や悩みを相談させていただく場として、非常に有意義な研修会となりました。

ご講師の派遣、及び試験場コース等を使用させていただきました都道府県警察の皆様には厚く御礼申し上げます。

山梨県支部



奈良県支部



長崎県支部









指導員心得

一 職責の自覚
安全な交通社会人を育成する社会的使命と責任の職責を自覚する。

一 実力の向上
指導能力の向上を図り指導員として運転技能及び法令の習得につとめ実力の向上を図る。

一 教習生の応接
教習生一人ひとりの特性を把握し適性に応じた効果的な教習と適切な応接につとめる。

一 交通事故の防止
業務の内外を問わず自ら交通法規を遵守し交通安全に心がけ交通事故防止につとめる。

一 品性の保持
言語、態度、服装など教育者にふさわしい品性の保持につとめる。

一般社団法人 全国届出自動車教習所協会

全国届出自動車教習所協会教習運営重点

【基本指針】

人と環境に優しく規範意識の高い交通社会人の育成

【重点推進事項】

1　適正で円滑な教習業務の徹底と教習指導力の向上

2　個人情報保護等管理体制の強化と規律の保持

3　教習生個々の特性に応じたきめ細かい教習と心の教育の徹底

4　こどもと高齢者に対する思いやりと交通マナー教育の徹底

5　免許取得者教育の充実と卒業生に対する継続事後指導の強化

6　地域における交通安全教育センターとしての活動強化

協会スローガン

1　われわれ協会員は公共的社会性の高い使命と誇りを持ち、安全運転者育成・交通事故防止に貢献しよう。

2　われわれ協会員は公安委員会との連携を密にして、適正にして且つ効率の高い教習に努めよう。



発行所　一般社団法人　全国届出自動社教習所協会
〒170-0012　東京都豊島区上池袋3-47-9
ミツトシビル5F
TEL：03-5980-8026　FAX：03-5980-8027
URL：https://www.zenjikyo.com

発行人　竹村　郡徳
編集者　松田　　隆